

第3号被保険者制度について

令和4年3月2日
厚生労働省年金局

第3号被保険者制度に関する近年の主な議論

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」(抄)(平成27年1月21日 社会保障審議会年金部会)

- 趨勢として共働き世帯が増加していること、生産年齢人口が減少する中で持続的な経済発展に必要な労働力を確保する上で女性の就業促進が重要な課題であること、さらに、女性の活躍促進が労働力の確保だけでなく、これまで以上に多様な価値観を取り込む新たなサービス・製品の創出を促進し、社会全体に活力をもたらすことが期待されていることを踏まえると、第3号被保険者を将来的に縮小していく方向性については共有した。
- 一方で、第3号被保険者の実態をみると、短時間労働に従事している者、出産や育児のために離職した者、配偶者が高所得で自ら働く必要性が高くない者などが混在している状況にあることが確認できる。本部会においては、このことから、第3号被保険者制度については、この制度を単に専業主婦(夫)を優遇しているとのとらえ方ではなく、多様な属性を持つ者が混在していることを踏まえた検討が必要であることについても、認識を共有した。
- このような状況を踏まえると、まずは、被用者保険の適用拡大を進め、被用者性が高い人については被用者保険を適用していくことを進めつつ、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏んでいくことが必要である。

「働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会における議論のとりまとめ」(抄) (令和元年9月20日 働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会)

- これまでの適用拡大に対する健康保険の被扶養配偶者・国民年金第3号被保険者の対応について見ると、適用を回避するために働く時間を短くする動きも一定程度見られたものの、適用を受容した上で、この機会に働く時間を延ばす動きも相応に確認されており、適用拡大が、被扶養配偶者・第3号被保険者として年収130万円未満の就労を選択していた者の能力発揮の機会を広げる上で一定の効果を上げたと考えられる。
- 健康保険の被扶養配偶者・国民年金第3号被保険者制度については、働き方やライフスタイルの選択を阻害しない制度とするため、まずは更なる適用拡大を通じて、ある程度働く短時間労働者については被用者保険に加入する形を目指しつつ、制度のあり方についての将来像を議論していく必要性が指摘された。

第3号被保険者制度に関する議論の構造

応益負担・個人単位を基本とする考え方

第3号被保険者制度への批判

- 片働き世帯を優遇している
- 保険料負担なく基礎年金満額の給付があるのは1号（国民年金）・2号（厚生年金）に比べて不公平
- 単身世帯と片働き夫婦世帯で負担・給付の総額が不均衡
- 配偶者の年金保障は配偶者自身の負担に基づくべき

応能負担・世帯単位を基本とする考え方

第3号被保険者制度の意義・役割

- 共働き・片働きを問わず、**世帯単位で給付・負担の均衡を確保**
- 単身世帯・夫婦世帯いずれにも過剰でない**必要に応じた給付**
- **被扶養配偶者個人の年金権**を確保（離別・障害の際も保障）

これまでに議論された主な対応の方向性

▶ 世帯の主たる稼得者（2号）が納付した保険料を夫婦が共同して負担したものとみなす



【H16年改正】

保険料の夫婦共同負担の基本的認識（厚年法第78条の13）に基づき、離婚後の年金保障を確保（厚生年金の3号分割制度）

▶ 3号を有する世帯に追加的負担を求める



- ✓ 応能負担という厚生年金制度の原則を変更すべきではない
- ✓ 同じ世帯収入の共働き世帯より片働き世帯の負担が重くなる
- ✓ 3号分の保険料の事業主負担、事業主経由の徴収は困難

▶ 3号への基礎年金給付を減額する



- ✓ 全国民共通の保障としての基礎年金の趣旨に反する
- ✓ 健康保険の被扶養配偶者にも追加負担や給付調整を求めるか

▶ 被用者保険の適用拡大により第3号被保険者制度の縮小へのステップを踏む



【H24年金機能強化法】適用拡大・500人超企業（H28年10月）
【R2年改正】適用拡大（100人超企業＝R4年10月施行、50人超企業＝R6年10月施行）

- ✓ 第3号被保険者には、短時間労働者のみならず、出産や育児のために離職した者、配偶者が高所得で自ら働く必要性が高くない者など、多様な属性を持つ者が混在していることを踏まえた検討が必要

第3号被保険者の現状

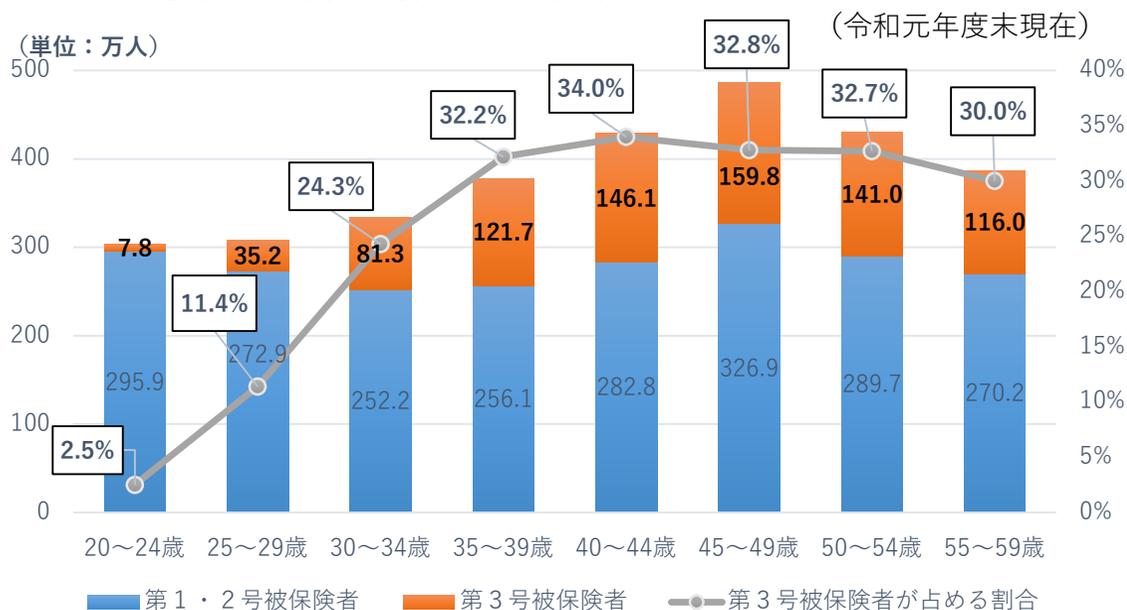
- 第3号被保険者の数は、平成7年度1220.1万人をピークに減少傾向となり、令和元年度は820.3万人となった。
- 女性の被保険者状況を年代別に見てみると、35歳以上の女性については3割以上が3号被保険者となっており、依然として一定数の3号被保険者が存在している。

<第3号被保険者の推移>

	昭和61年度	平成7年度	令和元年度
男性	3.0万人	4.1万人	11.4万人
女性	1089.8万人	1216.0万人	808.9万人
総数	1092.9万人	1220.1万人	820.3万人

(出典)「厚生年金保険・国民年金事業年報」

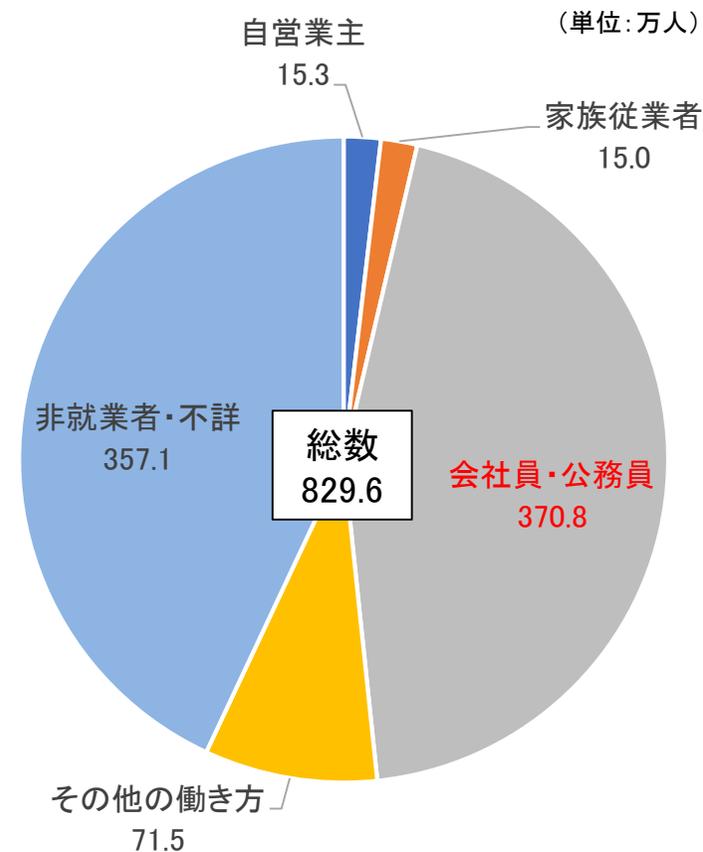
<女性の第3号被保険者の割合(年代別)>



(出典)「令和元年度 厚生年金保険・国民年金事業年報」

※抽出調査に基づく結果

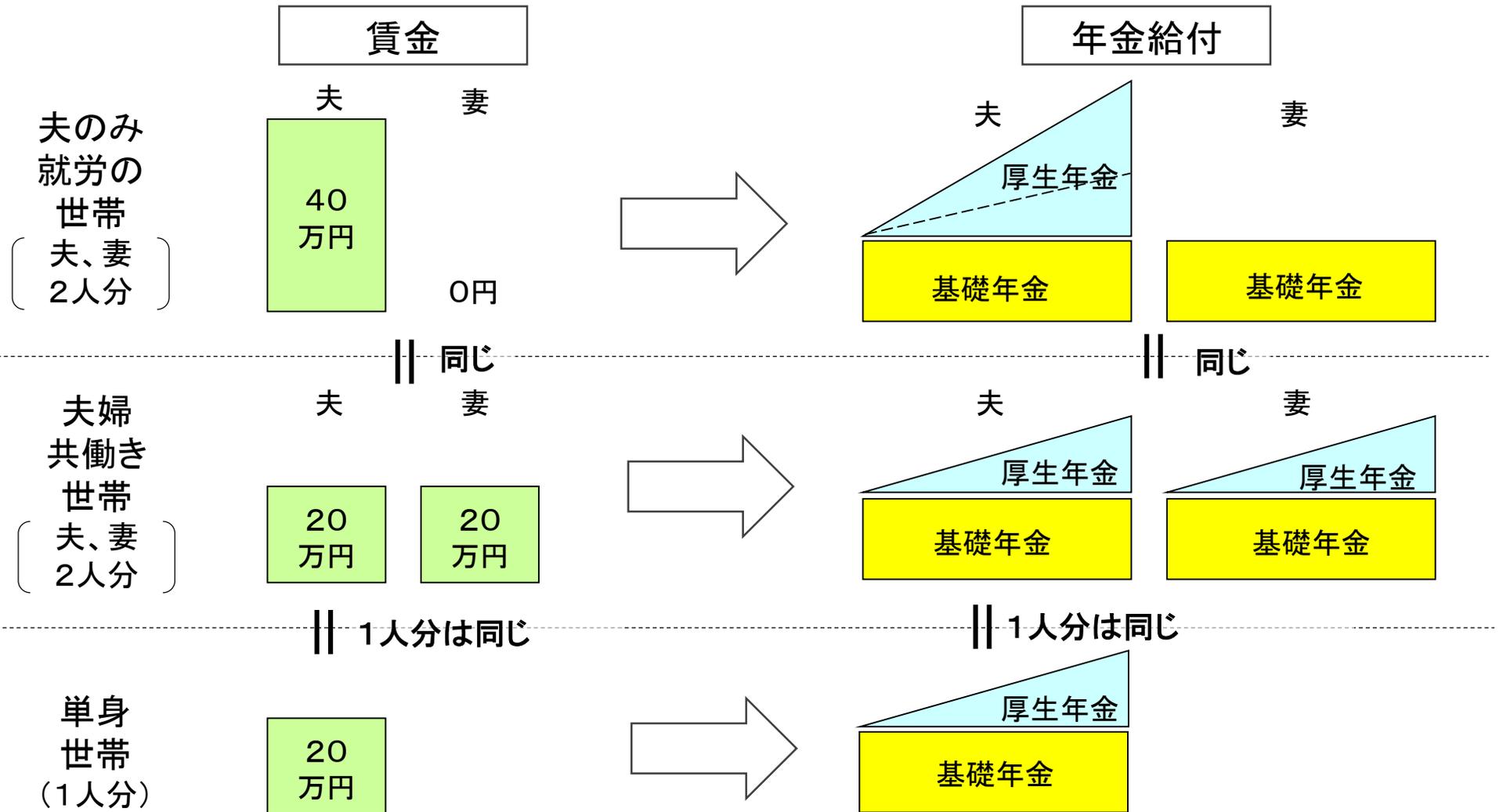
<就業形態別 第3号被保険者数>



(出典)「令和元年 公的年金加入状況等調査」
(令和元年10月31日時点)

公的年金の負担と給付の構造(世帯類型との関係)

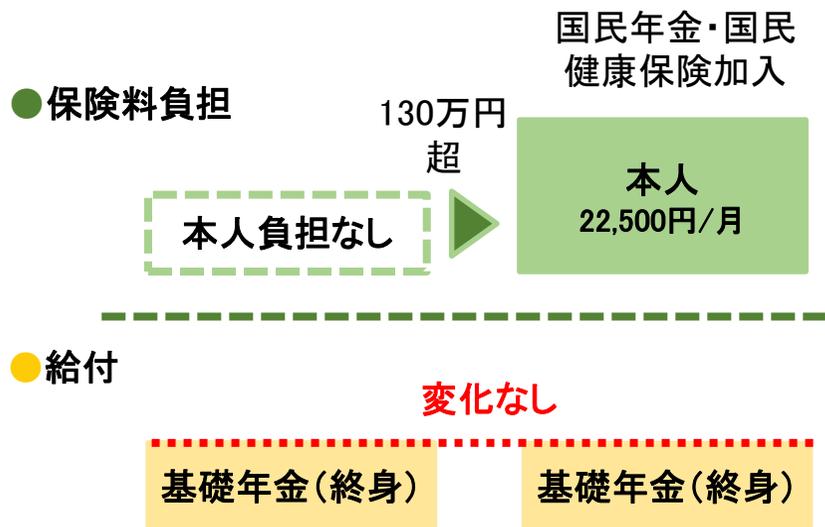
賃金水準(1人あたり)が同じであれば、どの世帯類型でも一人当たりの年金額は同じ。



被扶養者認定基準（年収130万円の壁）と被用者保険の適用拡大

- 被用者保険の適用拡大により、被扶養配偶者である短時間労働者が被用者保険加入となった場合、保険料負担が新たに生じるものの、給付も充実するため、年収130万円の被扶養者認定基準を意識せず働くことができるようになる。

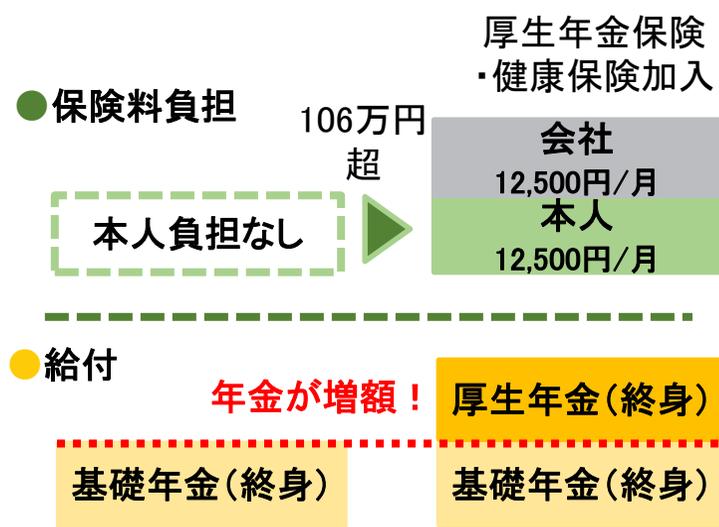
適用拡大前



※金額は、年収130万円の例。

- 年収130万円の被扶養者認定基準を超えて働くと、配偶者の扶養から外れて、国民年金・国民健康保険加入となり、保険料負担が生じる。
- 一方で、年金給付(基礎年金のみ)や、医療保険の給付は、変わらない。
- ⇒ いわゆる「130万円の壁」として、就業調整する方もおられる。

適用拡大後

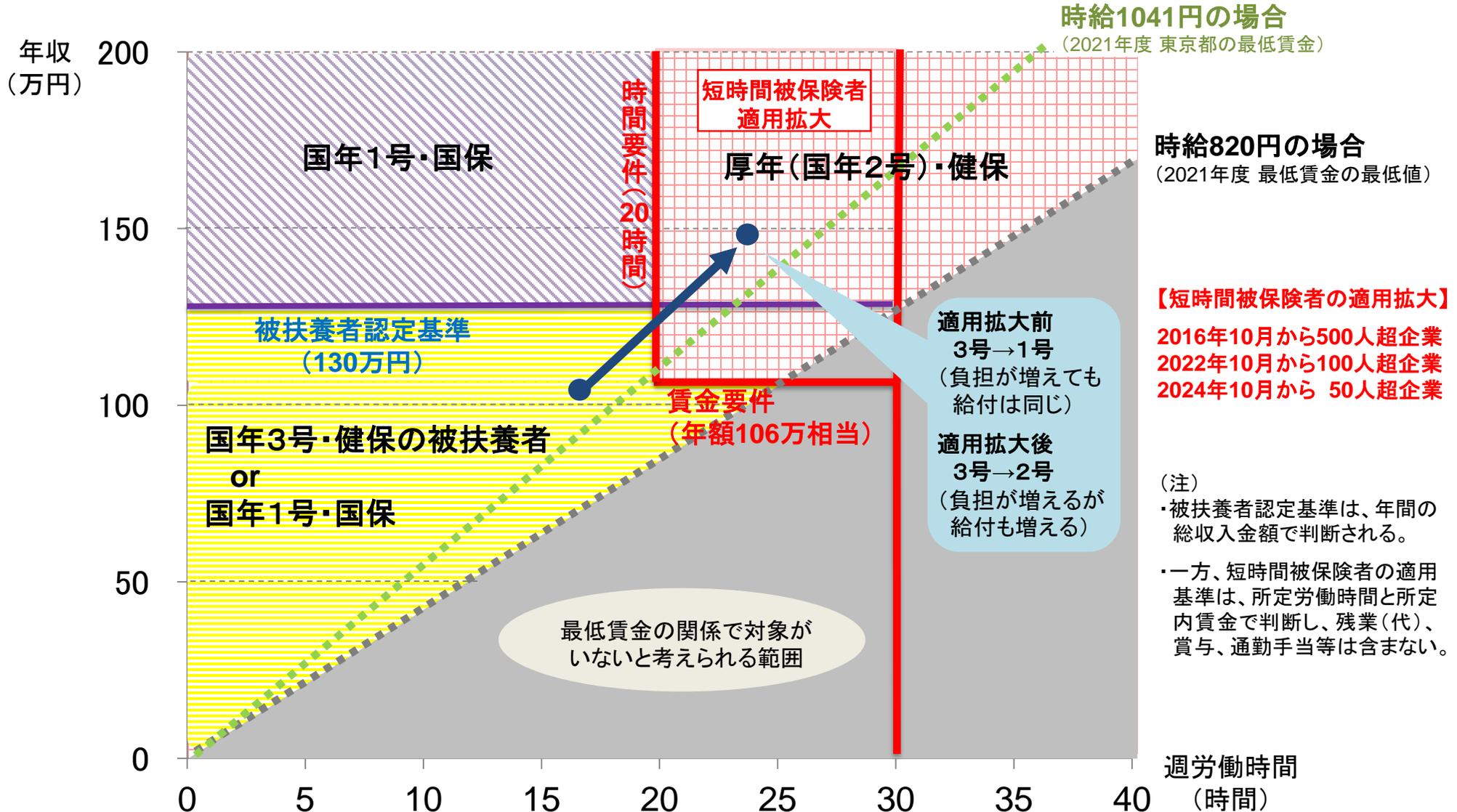


※金額は、年収106(月8.8)万円の例。

- 短時間労働者への適用拡大により、所定内賃金が月8.8万円(年収106万円)・所定労働時間が週20時間以上で働くと、配偶者の扶養ではなく、厚生年金・健康保険加入となり、保険料負担が生じるが、事業主が半分を負担。
- 負担が増える分、給付も増えて、メリットがある。
- ⇒ 被扶養者認定基準を意識せずに働けるようになる。

個人の働き方と社会保険の適用区分

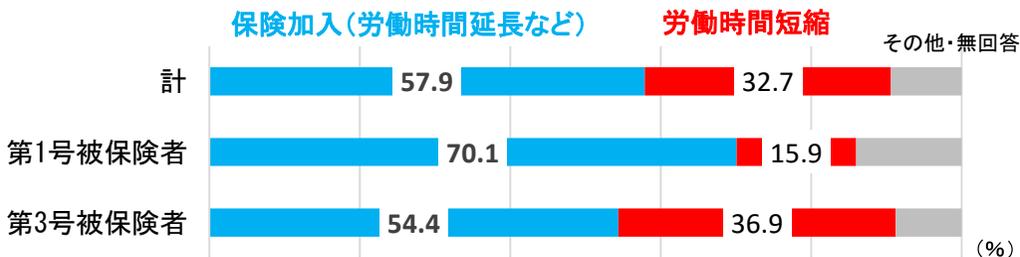
- 短時間労働者の社会保険制度上の適用区分は、各自の働き方(労働時間及び収入)や扶養者の有無によって異なり、どの区分に属するかによって給付・負担の内容に差異が生まれることになる。



適用拡大の労働者への影響について

- 前回の適用拡大の際には、就業調整した人より労働時間を延ばした人の方が多い。
- 実際に適用を受けた短時間労働者の収入は増加傾向。

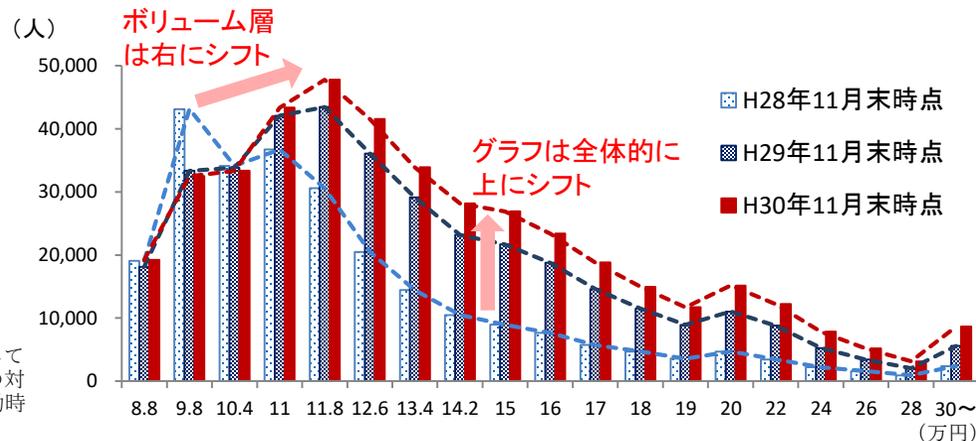
適用拡大に際して働き方を変えた者の具体的な変更内容



(注) 調査に回答した短時間労働者から元々厚生年金加入者だった者を除いた3,323人のうち、適用拡大に際して「働き方が変わった」と回答した15.8% (526人) の内訳の数値。なお、上記3,323人の中には、適用拡大の対象となった者のほか、義務的適用拡大の対象でない企業(従業員500人以下の企業等)に勤務する者、労働時間や賃金などで適用要件をそもそも満たしていない者も含まれる点に留意。

(出所) 労働政策研究・研修機構 (JILPT) 「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」(2018)

短時間被保険者の標準報酬月額別分布



(出所) 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業月報(速報)」

- 社会保険加入のメリットや働き方の変化について企業が従業員に丁寧に説明することが、就業調整の回避に有効。

前回の適用拡大の対象企業における好事例

- ✓ 社会保険加入のメリットについてパンフレットを作成し説明。厚生年金に加入すると、退職後に年金としてどの程度受け取れるのか、計算できる簡易シミュレーターを使って個別に相談。手取り給与を減らさないためには、労働時間をどの程度増やせばいいか、マトリックスを使って説明し、労働時間を増やす方向に誘導することで、会社としての総労働時間減少を食い止めた。【小売業】
- ✓ 全国の人事担当者向けに会議にて制度の周知をはかった。対象者に対し、個別に文章と日本年金機構のリーフレットを配布し、制度の周知をはかった。社会保険加入を機に、1日の所定労働時間の延長を提案した。【運輸業】
- ✓ 加入要件を満たす可能性がある全ての短時間労働者と面談を行い、社会保険に加入するか、労働時間を短縮するなどして加入しないこととするか、その利点と不利益な点を含め、個別に説明することに時間を要した。結果として、短時間労働者が労働時間を短縮する等、労働時間の確保に対する影響は軽微であった。【飲食業】

(出所) 厚生労働省実施の企業アンケート(2019年2~3月)中、2016年10月からの適用拡大の対象企業(大企業)の回答より(※趣旨を変えずに文章を縮約している部分がある)

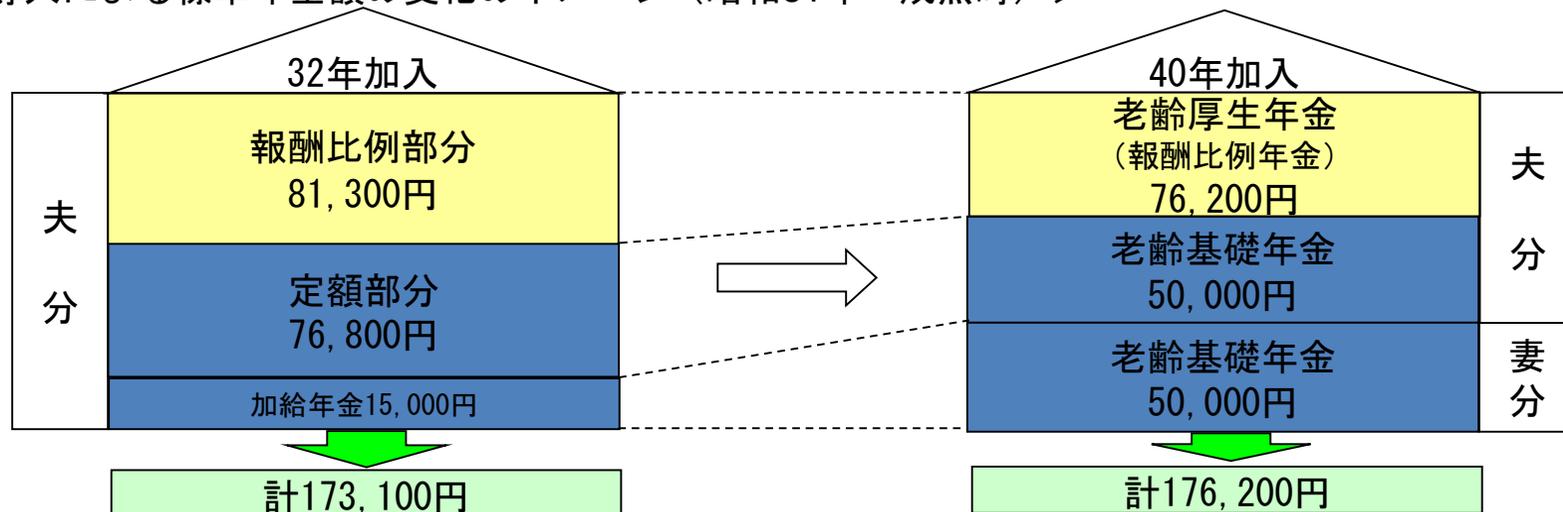
➡ 適用拡大を更に進めるに当たり、**労働者本人への周知・企業から従業員への説明支援のための取組**を行う。

参 考

第3号被保険者制度の導入経緯

- 国民年金制度発足時(昭和36年)は、厚生年金が世帯単位の給付設計(夫名義の年金で夫婦2人が生活できるような給付設計)となっていたことを踏まえ、厚生年金など被用者年金の被保険者の妻(サラリーマン世帯の専業主婦)については、国民年金の強制適用の対象とはせず、ただし、任意には加入できることとしていた。
- その結果、妻が国民年金に任意加入していた場合には、夫婦2人分の水準である夫の厚生年金に加え、妻の国民年金が支給されることとなり、夫婦2人分の受給額は夫婦とも40年加入する頃には、現役時代の夫の収入よりも多くなることが予測された。
一方、妻が任意加入していない場合は、障害年金は受給できず、さらに、離婚した場合には、自分名義の年金がないという問題があった。
- 昭和60年の年金改正において、サラリーマン世帯の専業主婦についても、第3号被保険者として国民年金の強制適用対象とし、自分名義の年金権を得られるようにした。その際、第3号被保険者については、健康保険において被扶養配偶者は自ら保険料を負担せず医療保険給付を受けているのと同様に、独自の保険料負担を求めず、基礎年金給付に必要な費用は、被用者年金制度全体で負担することとした。
- また、年金の給付水準については、夫の1人分の年金水準ではなく、妻の基礎年金を含めた夫婦2人分の年金水準について、現役時代の所得とのバランスが取れるように設定していくこととなった。

<基礎年金導入による標準年金額の変化のイメージ(昭和61年→成熟時)>



第3号被保険者制度の改正・議論の経緯

昭和55年改正

- 加給年金の増額(年額7.2万円→18万円)
(単身と世帯の年金水準の調整)

昭和60年改正

- 基礎年金制度、第3号被保険者制度の創設(S61.4施行)
(サラリーマン世帯の専業主婦も国民年金の強制加入対象とし、自分名義の年金権を確保)

平成16年改正

- 3号を抱える2号の保険料負担は夫婦で共同負担したものと基本的認識を法律上明記
- 3号分割制度の創設(H20.4施行)
(離婚等の場合に、3号側の請求により3号期間中の配偶者の標準報酬を2分の1分割)

昭和54年4月 年金制度基本構想懇談会報告

昭和59年1月 社会保険審議会・国民年金審議会答申

平成10年10月 年金審議会意見(検討会設置を提言)

平成13年12月 女性と年金検討会報告書(6つの見直し案)

平成14年12月 厚労省「方向性と論点」(4つの見直し案)

平成15年9月 社会保障審議会年金部会意見(適用拡大で対応)

平成25年8月 社会保障制度改革国民会議報告書

平成27年1月 社会保障審議会年金部会議論の整理

令和元年9月 働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会 議論のとりまとめ

令和元年12月 社会保障審議会年金部会議論の整理

5 働き方に中立的な社会保障制度について
(第3号被保険者制度について)

- 第3号被保険者制度については、従前より、夫(妻)のみ就労の世帯、夫婦共働き世帯、単身世帯とも、一人当たりの賃金水準が同じであれば、どの世帯類型でも負担、給付とも同じになる構造となっていることが指摘され、この認識をベースに、平成16年改正において、第2号被保険者の負担した保険料は夫婦で共同負担したものと認識する規定が置かれ、第3号被保険者を対象として離婚時などに年金を分割できる制度が導入された。
その一方で、夫(妻)の賃金水準を固定して同様の比較を行うと、同じ保険料拠出に対して、夫(妻)のみ就労の世帯のみが妻(夫)の基礎年金分だけ給付が多い結果となり、この制度設計が公平かどうかについては、本部会における議論においても、評価は分かれている。
- しかしながら、趨勢として共働き世帯が増加していること、生産年齢人口が減少する中で持続的な経済発展に必要な労働力を確保する上で女性の就業促進が重要な課題であること、さらに、女性の活躍促進が労働力の確保だけでなく、これまで以上に多様な価値観を取り込む新たなサービス・製品の創出を促進し、社会全体に活力をもたらすことが期待されていることを踏まえると、第3号被保険者を将来的に縮小していく方向性については共有した。
- 一方で、第3号被保険者の実態をみると、短時間労働に従事している者、出産や育児のために離職した者、配偶者が高所得で自ら働く必要性が高くない者などが混在している状況にあることが確認できる。本部会においては、このことから、第3号被保険者制度については、この制度を単に専業主婦(夫)を優遇しているのとらえ方ではなく、多様な属性を持つ者が混在していることを踏まえた検討が必要であることについても、認識を共有した。
- このような状況を踏まえると、まずは、被用者保険の適用拡大を進め、被用者性が高い人については被用者保険を適用していくことを進めつつ、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏んでいくことが必要である。

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」(抄)
(平成27年1月21日 社会保障審議会年金部会)

(2/2)

○ その際、出産や育児のために離職した者については、両立支援やワーク・ライフ・バランスの推進により継続就業できる環境を整えることで、これまでの産前産後休業や育児期間に対する配慮措置と合わせて、第3号被保険者としてではなく自らの保険料納付実績に基づく年金給付が保障されることとなる。

本部会における議論においては、さらに、これらの政策努力と合わせて、諸外国で行われているような「配偶者」という立場ではなくライフサイクルにおける「個人」の置かれた状況に対応した措置、例えば出産・育児期間を保険料納付済期間とみなす配慮措置を導入するなど、働き方の変化にも対応した二段構えの措置を講じていくのが良いのではないかと、との意見があった。

○ このように整理していくと、最後に純粋な無就業の専業主婦(夫)が第3号被保険者として残ることとなる。

このような者に対しては、平成16年の年金制度改革で導入された夫婦年金分割の考え方をより推し進めるべきという意見、配偶者が平均所得を超える場合には保険料を負担してもらうことも考えられるとの意見、第3号被保険者については免除者と同じ取扱いとして国庫負担分相当の2分の1の給付のみを保障し、別途任意の保険料を拠出した期間に満額の給付を行うという意見などがあった。

○ なお、この問題に関する議論の中で、専業主婦の方に対して第3号被保険者にとどまる場合と第2号被保険者として被用者保険に適用される場合とで将来の年金給付に大きな差がつくことは、多くの識者から指摘されており、実際にこのようなことを説明すると被用者保険への適用に納得していただけることがあること、そもそも第3号被保険者の方は、自らの保険料は夫の給料から引かれていると思い込んでいる人も多いという指摘もあった。高齢単身女性の貧困問題が指摘される今日、当面の保険料負担がどうなるかを超えて、年金制度を正しく理解してもらうための普及・啓発を進めることも、女性の年金確保にとって重要である。

「働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会における議論のとりまとめ」(抄) (令和元年9月20日 働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会)

Ⅲ. 短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲のあり方

2. 今後の検討の方向性

⑤ 第3号被保険者制度

国民年金第3号被保険者制度は、第2号被保険者に扶養される配偶者自身を国民年金の被保険者とし、基礎年金を保障することで、女性の年金権を確立する上で大きな役割を果たしてきている。その一方、健康保険の被扶養配偶者・国民年金第3号被保険者は、自ら追加的な保険料を負担する必要がないため、被扶養者認定基準(現在は年収130万円未満)を意識した就業調整が行われることになり、短時間就労する女性の働き方に大きな影響を与えてきたとの指摘がある。

これまでの適用拡大に対する健康保険の被扶養配偶者・国民年金第3号被保険者の対応について見ると、適用を回避するために働く時間を短くする動きも一定程度見られたものの、適用を受容した上で、この機会に働く時間を延ばす動きも相応に確認されており、適用拡大が、被扶養配偶者・第3号被保険者として年収130万円未満の就労を選択していた者の能力発揮の機会を広げる上で一定の効果を上げたと考えられる。

懇談会での議論においても、被扶養配偶者・第3号被保険者自ら被用者保険に加入することにより、一層充実した保障を受けられるようになったほか、被用者による支え合いの仕組みに自ら参加することで、労働者としての意識向上にもつながったのではないかと、また、こうした影響について普及、啓発していく必要があるのではないかと意見があった。

一方で、被扶養配偶者・第3号被保険者は、子育てや介護といった事情がある者、配偶者の扶養の範囲内で就労を希望する者など多様な属性の者が存在するため、本人の事情と希望に応じて柔軟に対応できる仕組みを考えていく必要があるとの意見もあった。

こうした議論を通じて、健康保険の被扶養配偶者・国民年金第3号被保険者制度については、働き方やライフスタイルの選択を阻害しない制度とするため、まずは更なる適用拡大を通じて、ある程度働く短時間労働者については被用者保険に加入する形を目指しつつ、制度のあり方についての将来像を議論していく必要性が指摘された。

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」(抄) (令和元年12月27日 社会保障審議会年金部会)

Ⅲ 今後の年金制度改革の方向性

1 被用者保険の適用拡大

○ 第3号被保険者制度については、前回の「社会保障審議会年金部会における議論の整理」(平成27年1月21日)において、第3号被保険者を将来的に縮小していく方向性を共有するとともに、第3号被保険者については単に専業主婦(夫)を優遇しているとの捉え方ではなく、多様な属性を持つ者が混在していることを踏まえた検討が必要であることについても認識を共有した。その上で、まずは、被用者保険の適用拡大を進め、被用者性が高い人については被用者保険を適用していくことを進めつつ、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏んでいくことが必要であると整理されている。

今回の適用拡大はこの方向性に沿って一步前進するものであり、引き続きこの方向性に沿った対応を進めていく必要がある。